

平成22年 5 月臨時会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成22年 5 月 17 日 開会

平成22年 5 月 17 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成22年5月横芝光町議会臨時会会議録目次

第1号（5月17日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
説明員紹介	4
町長所信表明	5
東総衛生組合議員の選挙	7
山武郡市環境衛生組合議員の選挙	9
議案第1号ないし議案第5号の上程、説明	10
議案第1号の質疑、討論、採決	18
議案第2号の質疑、討論、採決	18
議案第3号の質疑、討論、採決	19
議案第4号の質疑、討論、採決	19
議案第5号の質疑、討論、採決	20
副町長あいさつ	22
閉会の宣告	22
署名議員	23

平成22年5月横芝光町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成22年5月17日(月曜日)午前10時20分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長所信表明
日程第 5 東総衛生組合議員の選挙
日程第 6 山武郡市環境衛生組合議員の選挙
日程第 7 議案第1号ないし議案第5号について(町長提案理由説明)
日程第 8 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて(横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定)
日程第 9 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて(横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)
日程第10 議案第 3号 横芝光町監査委員の選任について
日程第11 議案第 4号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第12 議案第 5号 横芝光町副町長の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	杉	森	幹	男	君	2番	森	川	忠	君	
3番	實	川		隆	君	4番	川	島	仁	君	
6番	若	梅	喜	作	君	7番	川	島	富士子	君	
8番	鈴	木	克	征	君	9番	野	村	和好	君	
10番	山	崎	貞	一	君	11番	伊	藤	圀	樹	君

12番	嘉瀬清之君	13番	川島透君
14番	鈴木唯夫君	15番	八角健一君
16番	川島勝美君	17番	越川輝男君
18番	越川洋一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	齊藤隆君	総務課長	小堀正博君
企画財政課長	高蝶政道君	環境防災課長	伊藤定幸君
税務課長	高埜広和君	住民課長	若梅操君
産業振興課長	林新一君	都市建設課長	五木田桂一君
福祉課長	實川裕宣君	健康管理課長	椎名幸司君
食肉センター長	土屋文雄君	東陽病院事務長	田鍋悦央君
会計管理者	山本照男君	教育長	海保教之君
教育課長	林英次君	社会文化課長	伊橋秀和君

職務のため出席した者の職氏名

局長	川島重男	書記	伊藤多美恵
----	------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（野村和好君） おはようございます。これより平成22年5月横芝光町議会臨時会を開会します。

（午前10時20分）

◎開議の宣告

○議長（野村和好君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村和好君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

7番 川 島 富士子 議員

13番 川 島 透 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（野村和好君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（野村和好君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議員辞職について4月8日付で齊藤隆議員から提出された議員辞職願は、4月8日、これを許可し、本人に通知したのでご報告いたします。

次に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願

います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告します。

◎説明員紹介

○議長（野村和好君） 本臨時会は、本年度最初の議会であります。説明員である各課長等に異動がありましたので、ここで紹介をお願いします。

紹介は、自己紹介をお願いします。

まず、総務課長から順にお願いします。

○総務課長（小堀正博君） おはようございます。総務課長の小堀でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○企画財政課長（高蝶政道君） 企画財政課長の高蝶でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○税務課長（高埜広和君） 税務課長の高埜でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境防災課長（伊藤定幸君） おはようございます。環境防災課長の伊藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○都市建設課長（五木田桂一） おはようございます。今年の4月から都市建設課長になりました五木田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○産業振興課長（林 新一君） おはようございます。産業振興課長の林でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（海保教之君） おはようございます。教育委員会教育長の海保です。よろしくお願ひいたします。

○教育課長（林 英次君） おはようございます。教育課長の林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○社会文化課長（伊橋秀和君） おはようございます。社会文化課長の伊橋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○健康管理課長（椎名幸司君） おはようございます。健康管理課長の椎名でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福祉課長（實川裕宣君） おはようございます。4月1日付で福祉課長を仰せつかりました實川でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○住民課長（若梅 操君） おはようございます。住民課長の若梅でございます。どうぞよろ

しくお願いいたします。

○会計管理者（山本照男君） おはようございます。会計管理者を命ぜられました山本照男です。よろしくお願いいたします。

○東陽病院事務長（田鍋悦央君） おはようございます。東陽病院事務長の田鍋です。どうぞよろしくお願いいたします。

○食肉センター所長（土屋文雄君） おはようございます。食肉センター所長の土屋でございます。よろしくお願いいたします。

この席で大変恐縮でございますが、5月29日に午前9時からセンターのほうで獣魂祭、10時30分から町民会館で創業100周年の記念式典を予定しております。議員各位の皆様にはご案内をさせていただきますが、ひとつそちらのほうへの出席もよろしくお願いいたします。

○事務局長（川島重男君） 4月1日付で議会事務局長を命ぜられました川島重男です。よろしくお願いいたします。

◎町長所信表明

○議長（野村和好君） 日程第4、町長から所信表明の申し出がありますので、発言を許可します。

町長。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長（齊藤 隆君） 本日ここに、平成22年5月横芝光町議会臨時会の開会に当たり、今後の町政運営について、私の所信を申し述べる機会をいただいたことは、まことに光栄であり、心より御礼申し上げます。

私は、去る4月18日に執行されました横芝光町長選挙におきまして、「すべては町民のために」をキャッチフレーズに掲げ、多くの町民の皆様から温かく、また、力強いご支援を賜り、町政運営の重責を担わせていただくことになりました。

いただきましたご支援に、改めまして感謝申し上げるとともに、町内の融和を図り、よりよいまちづくりを進めることでご恩返しをしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

就任後、1カ月足らずではございますが、町長としての職責の重みを改めて痛感し、その責任の重大さに身の引き締まる思いであります。

現在、各課の所管事項や懸案事項について説明を受けており、差し迫った課題が山積していることを改めて実感したところであります。

これからの4年間、初心を忘れることなく、よりよいまちづくりに邁進する決意でございますので、議会の皆様のご指導、ご助言、ご協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます次第であります。

現在の日本を取り巻く環境は、地方分権の理念に基づき、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、国及び地方が分担すべき役割を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体がみずからの判断と責任において行政運営することを促進するとして、国と地方の関係も大幅に見直されております。

この横芝光町も、平成18年3月、多くの町民の皆様の期待を胸に合併し、4年が過ぎました。

しかし、残念なことではありますが、今のままでは、自分が生まれ育ったこの大好きなふるさと横芝光が、将来に希望を持たない町になってしまわないか、私は、町議会議員として町政に携わってきた中で、多くの問題や課題が山積みになっている現状を目の当たりにし、このままではいけないという危機感と、選挙戦を通して多くの方がまちづくりに対する再チャレンジと焦燥感を募らせておられることを強く感じました。

私は、議員として、初代佐藤町長を支えながら新町の歩みを感じてまいりましたが、今後のまちづくりを考えたとき、厳しい財政運営の中、将来に向けたまちづくりがこれでいいものかと感じ、これからは多くの町民の皆様の意見を伺い、議論を重ね、いち早く方向性を決めていくことが大切であり、町民の皆様と行政が一体となった、透明性のある安心・安全なまちづくりが、今、最も必要であると考え、5本の柱を公約に掲げ当選させていただきました。

1点目は、町財政の健全化であります。財政の無駄をなくし、早期健全化を図り、情報公開を積極的に行い、町民との信頼関係を深めていきたいと考えています。そのためには、過去4年間の事業検証、事業評価を行い、借金に頼らない財政健全化を推進し、情報公開を積極的に進めながら、町民の皆様との信頼関係を深めていく所存であります。

2点目は、町民と行政一体型の産業振興であります。

給食センターへの食材供給や食育事業の推進など、地産地消の具体的施策を中心に町民主導のまちおこし支援の助成を行い、町民と行政一体型の産業振興を目指します。

3点目は、未来を担う子供たちの育成支援です。

中学生への医療費無料化、放課後児童クラブの実施、学びたい子供たちへ町独自の奨学金制度の新設など、子供たちが将来への希望を持てるよう、格差のない教育体制や共働き家族

も安心して働ける環境づくりを推進します。

4点目は、町民参加のまちづくりと女性意見の登用です。

町民とひざを交えた座談会の意見を行政運営に積極的に反映させる所存であります。そして、各種審議会・協議会への女性委員の積極的な登用や、老若男女の活発なアイデアを町政に反映させたい所存であります。

5点目は、安心して住めるまちづくりです。

「敬老のまち そして健康のまち 横芝光町」をテーマに、東陽病院の医師不足解消に努めるとともに、介護施設等の整備充実を図る所存であります。また、安心して生活できる環境、地域づくりを目指します。

以上が私の公約であります。

去る4月23日の初登庁時において、私は幹部職員に対し、この公約を念頭に、常に町民の目線に立ちながら、全体の奉仕者として自覚と責任を持って職務遂行に当たり、町民の皆様と協働して、職員が一枚岩となって目標に取り組み、きらりと光る横芝光町を築いていただきたいと要望させていただきました。

企業は利潤を追求し、税金という形で社会に還元しますが、私たち公務員は、サービスという形で町民の皆様に還元しなければなりません。

社会経済情勢が目まぐるしく変化する今日、地方行政を取り巻く環境は大変厳しいものがございますが、「すべては町民のために」の理念のもと、これからの4年間、公約の実現に向け、全力を挙げて町政運営に取り組んでまいりたい所存でございます。

以上、私の所信の一端を述べさせていただきましたが、具体的な施策につきましては、今後住民を代表されます議員の皆様と十分協議を重ねながら進めてまいりますので、格段のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、町長就任の所信とさせていただきます。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

◎東総衛生組合議員の選挙

○議長（野村和好君） 日程第5、東総衛生組合議員の選挙を行います。

東総衛生組合同規約第5条第4項の規定による、議員1名の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「投票」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） それでは、投票によって行います。東総衛生組合の選挙、選挙の方法は投票で行います。

東総衛生組合同規約第5条第4項の規定による議員1名の選挙を行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（野村和好君） それでは、立会人の指名をいたします。

立会人に、1番、杉森幹男議員、2番、森川忠議員を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（野村和好君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票願います。

〔投票〕

○議長（野村和好君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いいたします。前のほうへお願いします。

〔開票〕

○議長（野村和好君） それでは選挙の結果を報告します。

投票総数 17票

有効投票 12票

無効投票 5票

有効投票のうち實川 隆議員 10票

越川 洋一議員 2票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票であります。

よって、實川隆議員が組合規約第5条第4項の規定による東総衛生組合議員に当選しました。

實川隆議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦勞さまでした。

〔議場開鎖〕

◎山武郡市環境衛生組合議員の選挙

○議長（野村和好君） 日程第6、山武郡市環境衛生組合議員の選挙を行います。

選挙の方法は投票で行います。

選出すべき議員数は山武郡市環境衛生組合規約第7条の規定により1名です。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（野村和好君） ただいまの出席議員は17名です。

立会人の指名をいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、實川隆議員、4番、川島仁議員を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（野村和好君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（野村和好君） 異状ないものと認めます。

1番議員から順次投票願います。

[投票]

○議長（野村和好君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野村和好君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（野村和好君） それでは選挙の結果を報告します。

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票のうち 鈴木 唯夫議員 9票

八角 健一議員 8票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、鈴木唯夫議員が山武郡市環境衛生組合議員に当選いたしました。

鈴木唯夫議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

◎議案第1号ないし議案第5号の上程、説明

○議長（野村和好君） 日程第7、議案第1号ないし議案第5号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 齊藤 隆君登壇]

○町長（齊藤 隆君） それでは、これより各議案の提案理由の説明を申し上げます。

別添の平成22年5月横芝光町議会臨時会提案理由説明書をごらんいただきたいと存じます。

議案第1号の専決処分の承認を求めることについてであります。本案は、地方税法等の

一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、個人住民税に係る扶養親族の申告方法、たばこ税の税率等について、横芝光町税条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めべく提案したものであります。

議案第2号の専決処分の承認を求めることについてであります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、医療分及び後期高齢支援金分の賦課限度額と特例対象被保険者に係る課税の特例等について、横芝光町国民健康保険税条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めべく提案したものであります。

議案第3号の横芝光町監査委員の選任についてであります。本案は、欠員になっている横芝光町監査委員として、高橋俊夫氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものであります。

議案第4号の横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。本案は、横芝光町固定資産評価審査委員会委員に欠員が生じるため、補欠の委員として鈴木明氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものであります。

議案第5号の横芝光町副町長の選任についてであります。本案は、横芝光町副町長として、鈴木孝一氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めべく提案したものであります。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号ないし議案第2号について、税務課長。

〔税務課長 高埜広和君登壇〕

○税務課長（高埜広和君） それでは、議案第1号、2号について補足説明申し上げます。

議案つづりの1ページをお開きください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する

条例の制定)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成22年5月17日提出。

横芝光町長、齊藤隆。

それでは、横芝光町税条例の一部改正でございますが、昨年9月に発足いたしました新政権では、チルドレンファーストの考えに立ち、社会全体で責任を持って子供を育て上げる体制をつくり、これを目指しておりますが、その中の方策として現金給付型サービスの拡充、いわゆる子ども手当の創設が、民主党の政権マニフェストの大きな柱として掲げられたところであります。

一方、現行の所得課税における所得控除制度は、結果として高所得者に有利な制度となっているといたしまして、所得控除から手当に施策がシフトされることになりましたので、平成22年度税制改正では、所得税における扶養控除制度の見直し、また、時代背景を踏まえ、たばこ税の税率改正などが地方税法の大きな改正点となっております。

しかしながら、本日提案させていただきました町の税条例につきましては、これらの改正に伴う若干の条文の追加、修正などがあるものの、骨子をお示しいたしますような大きな改正には至りませんでした。

まず、お手元に配付させていただきました、平成22年地方税法改正の要旨、こちらであります。ご説明させていただき、その後若干税条例に反映される部分がございますので、その部分を簡単に説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、平成22年地方税法改正の要旨をごらんください。

まず、1番目の主な地方税法の改正(個人住民税)ですが、改正のポイント1番目の①年少扶養親族にかかる扶養控除の廃止、②特定扶養のうち、16歳から19歳未満の者にかかる扶養控除上乗せ分の廃止、③といたしまして、同居特別障害者加算の改組ということで、加算額の振りかえが行われました。この辺が改正の大きなポイントとなっております。

詳しい内容について、次の2ページ図表1をごらんください。上の図が改正前であり、左から年齢別に15歳までは33万円、16歳から18歳までは33万円に12万円の上乗せがあり、19歳から22歳までの特定扶養と同じ45万円の控除がありましたが、下の図表、改正後であり、15歳までは廃止、16歳から18歳の上乗せ分12万円が廃止となりました。理由は先ほど申し上げましたように、所得控除から手当へということで下に書いてありますが、子ども手

当と高校無償化、この対象であるこの年齢層の控除を手当に振りかえるという改正が行われました。

次の3ページであります。図表2は、同居特別障害者加算であります。一番左の部分であります。今までは扶養している親族が特別障害者であれば、扶養控除の33万円に対して、同居に限り23万円の加算がありました。したがって黄色い枠の中、3つの控除を合わせて合計86万円の控除が受けられました。これが改正前であります。

次の4ページ図表2の1をごらんください。こちらが改正後になります。同居の特別障害者加算を行う対象であります15歳までの扶養控除が廃止されてしまいますので、加算そのものが制度上不可能になってしまいます。そこで、加算の対象を扶養控除から特別障害者控除に振りかえることで、今までどおり23万円の加算が受けられるように改正されました。しかしながら、扶養控除が廃止されますので、全体では改正前の合計86万円から53万円ということになります。

次に、5ページの図表3をごらんください。非課税口座内の小額の上場株式であります。これらの所得については個人住民税を非課税とする措置が創設されました。これは金融関係課税の一体化という施策の中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から小額上場株式に係る配当所得あるいは譲渡所得の非課税措置として、非課税口座において管理されている上場株式について、毎年新規投資額で100万円を上限に10年以内に支払いを受けるべき配当及び譲渡による利益については、個人住民税を課さない措置が講ぜられました。非課税措置を講じる理由といたしましては、現在これらの所得には10%の軽減税率が適用されていますが、先ほど申し上げましたように、金融関係課税の一体化を促進する観点から、平成24年から20%の本則課税に戻ります。この本則課税に戻ることによって、株式等個人投資家の投資離れを防止するとともに、貯蓄から投資への流れをさらに促進するため、税制面において優遇措置を講ずるものであります。ここまでにつきましては、平成24年分から適用されます。

次に、生命保険控除の見直しであります。6ページになります。今までの生命保険控除と個人年金控除に加えまして、介護保険控除を設けるというものであります。生命保険控除については、保険ニーズの多様化や、社会保険保障制度を補完する分野の重要性を踏まえ、改組されるものであります。

6ページの図表下になります。改正前は一般生命保険控除3万5,000円と、右側の個人年金保険料控除3万5,000円、合わせて7万円ということになっていました。改正後、下になります。真ん中にあります緑色の部分、介護医療保険料、これらを加えてそれぞれ2万

8,000円で3つを合計した限度額を7万円にするというものであります。

ちなみに、所得税については今まで10万円でありましたが、今回の改正で12万円が限度額ということになります。この部分は平成25年分から適用になります。

次に、最初のページに戻っていただきたいと思いますが、改正のポイント4番目の65歳未満の公的年金等所得を有する給与所得者について、年金所得にかかる所得額を給与から特別徴収するというものであります。今までは、年金所得と給与所得があった場合、給与のみ特別徴収ができ、年金分については普通徴収とされておりましたので、納付に余計な手間が生じておりました。これを解消するための改正であります。これについては、22年度既に適用になっているところであります。4月1日からということであります。

次に、Ⅱの下になりますが、たばこ税の改正であります。改正のポイントに記載してありますように、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって徐々に税率を引き上げていくというものであります。

7ページの表1をごらんください。先ほどの方針に基づきまして、平成22年度においては、合計欄に記載のとおり、国・地方合わせて1,000本につき現行の7,924円から下の表の合計欄1万1,424円ということで、3,500円引き上げるというものであります。つまり、1本当たり3.5円の税率の改正が行われるものであります。

なお、町分につきましては、緑色の部分ですが、3,298円から4,618円ということで、1,320円の引き上げとなります。たばこ税の改正の実施時期はことしの10月1日からとなります。

これらが地方税法における主な改正点の概要であります。これらの改正を受けて、今回の町税条例の一部改正を行うわけですが、町条例に反映すべき主な部分は、提案理由にもありましたように2点であります。

それでは、横芝光町税条例新旧対照表、黄色い冊子になりますが、まず1点目として3ページをごらんください。第36条の3の2であります。個人町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、この部分は先ほどご説明いたしましたとおり、15歳以下の年少扶養控除が廃止されるため、特別障害者を除く15歳以下の扶養親族について町側では把握することが不可能になってしまいます。しかし、個人住民税の仕組みの中で、非課税限度額制度が設けられておりますが、この非課税限度額の算定の基礎として、扶養親族の人数が用いられております。したがって、引き続き扶養控除の対象にならない15歳以下の扶養親族も含めた扶養親族の情報を把握する必要があります。そこで、新たな条文を追加し、それらの方法を定めるもので

あります。この内容につきましては、毎年、最初に給与の支払いを受ける日の前日までに、給与の支払者を経由して、扶養親族の氏名等を記載した申告書を町長に提出するという規定を追加するものであります。

なお、4ページの36条の3につきましても、こちらは公的年金受給者が扶養親族の申告をする場合について定めたものであります。

次に、2点目として13ページをごらんください。13ページの中段、95条のたばこ税の税率であります。先ほどご説明いたしましたとおり、国・県合わせて1本当たり3.5円の税率改正が行われるわけではありますが、ここで町たばこ税の税率として、1,000本につき3,298円から4,618円に引き上げる改正を行うものであります。

なお、1本に直しますと、町分については1.32円の引き上げとなります。ちなみに、町の現在の課税本数約4,800万本でありますので、現在の税率3,298円で計算しますと、年間町に入る収入額は約1億5,800万円であります。改正後の税率4,618円で計算いたしますと、2億2,100万円ということになりますので、年間6,300万円の増収が見込める計算になります。しかし、改正の理由にもありましたように、全国的に健康志向が強いということで、年々課税本数が低下している現状にあります。したがって、たばこ税の増収につながるかどうかは極めて厳しいものと思われまます。

このほか、上場株式の非課税措置、年金所得の特別徴収の関係など、条文の追加あるいは修正等細かな調整でありますので、特に影響のあるこの2点をご説明申し上げまして、税条例の一部改正の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第2号について補足説明させていただきます。

議案つづりの19ページをごらんください。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成22年5月17日提出。

横芝光町長、齊藤隆。

それでは、国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

先ほどの参考資料の、1番最後のページをごらんください。8ページになります。今回の改正につきましては、国民健康保険税の課税限度額の引き上げということで、医療費が年々

増加し、課税総額が増加していく中で、限度額を据え置くことは、課税限度額を超える者の負担をふやさないという効果があるわけであります。そこで、特に中低所得層の負担に配慮し、国民健康保険税の課税限度額を引き上げること、下の表の黄色く塗った部分でありますけれども、それともう一つは、2といたしまして、非自発的失業者に対する軽減ということで、解雇等によって急に職を失った者については前年の給与所得を100分の30にして国民健康保険税を算定する負担軽減を図る、この2点が大きな改正であります。

それでは、新旧対照表の20ページをごらんください。まず、第2条の2項であります、先ほどご説明いたしましたとおり、現在の賦課限度額47万円を、右側の改正案でお示しいたしましたとおり、50万円に引き上げるものであります。

また、第3項で後期高齢者分につきましても12万円から13万円に引き上げるものであります。

次に、21ページの下の方になります。21条の2であります、これまでは急に失業し、負担が過重となった者については、この国保条例に基づき、徴収猶予あるいは減免措置を講じてきたところであります、先ほどご説明いたしました非自発的理由によって離職した者である場合には、失業からおおむね2年間、前年の給与所得の100分の30に相当する額で所得割を算定すること、また、22ページの22条の2で、それらの申告の手續など、新たな規定を設けるものであります。これにつきましては、解雇や倒産等の非自発的失業者については、何らの準備もなく突然職を失い収入が途絶えてしまうという特殊事情に配慮して、新たに創設されたものであります。

そのほかの部分につきましては、字句の修正や条文の組み替え等でありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、国民健康保険税条例の一部改正の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

〔税務課長 高埜広和君降壇〕

○議長（野村和好君） それでは、議案第3号ないし第5号について、総務課長。

〔総務課長 小堀正博君登壇〕

○総務課長（小堀正博君） それでは、議案第3号から順次補足説明をさせていただきます。

議案つづりの29ページをごらんください。

初めに、議案第3号の横芝光町監査委員の選任についてでございますが、本案は大木國臣監査委員が、体調不良を理由に4月30日付で辞職をされましたことから、欠員となっております。

ます横芝光町監査委員に高橋俊夫氏を選任するに当たり、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めため、提案をさせていただいたものでございます。

高橋俊夫氏は、横芝光町宮川5447番地39に在住、昭和6年9月19日生まれの満78歳で、県立匝瑳高等学校を卒業後、株式会社千葉銀行に入行、昭和61年に退職されるまでの間、成東、稲毛、八日市場の各支店長を歴任し、平成14年から18年まで、町文化スポーツ振興財団監事を、また、平成15年から18年まで光町監査委員を、平成16年から18年までは横芝町光町合併協議会監査委員としてご尽力をいただいた方でございます。人格高潔で、財務管理、経理管理に関しましてすぐれた見識を有しており、監査委員の経験もあることから、監査委員として適任の方でございますので、ご承認くださいますようお願いを申し上げ、説明にかえさせていただきます。

次に、議案第4号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任について、説明させていただきます。

議案つづりの31ページをごらんください。

本案は、横芝光町固定資産評価審査委員会委員の稗田四郎氏が体調不良の理由により本日5月17日付で辞職され、欠員が生じることから、補欠の委員として鈴木明氏を選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めため、提案をさせていただいたものでございます。

鈴木明氏は、横芝光町台1637番地に在住、昭和20年4月20日生まれの満65歳で、県立旭農業高等学校を卒業後、家業の農業を営んでおり、昭和49年から52年まで光町青少年相談員を、また、平成17年から18年までは農業委員会委員としてご尽力をいただいた方でございます。人格見識ともすぐれており、固定資産評価資産委員会委員として適任の方でございますので、ご承認くださいますようお願いを申し上げ、説明にかえさせていただきます。

次に、議案第5号の横芝光町副町長の選任について説明させていただきます。

議案つづりの最後の33ページをごらんください。

本案は、横芝光町副町長に鈴木孝一氏を選任するに当たり、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めため、提案をさせていただいたものでございます。

鈴木孝一氏は、横芝光町小川台1383番地に在住、昭和23年4月8日生まれの満62歳で、県立匝瑳高等学校を卒業後、昭和43年に光町役場に奉職、平成18年3月に町の合併により横芝光町職員となりましたが、在職中は産業課長、企画財政課長、総務課長、理事などを歴任されており、行政経験は極めて豊富な方でございます。人格、見識ともすぐれており、副町

長として適任の方でございますので、ご承認くださいますようお願いを申し上げ、説明にかえさせていただきます。

〔総務課長 小堀正博君降壇〕

○議長（野村和好君） 以上で、提案理由説明を終わります。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） これより議案審議を行います。

日程第8、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部改正をする条例の制定）を議題といたします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第9、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を議題といたします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第10、議案第3号 横芝光町監査委員の選任についてを議題といたします。

なお、議案第3号は、横芝光町宮川5447番地39高橋俊夫氏を監査委員に選任しようとするものであります。

お諮りいたします。

本案は人事案件のため、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第11、議案第4号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

なお、議案第4号は、横芝光町台1637番地、鈴木明氏を固定資産評価審査委員会委員に選任しようとするものであります。

お諮りします。

本案は人事案件のため、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第12、議案第5号 横芝光町副町長の選任についてを議題とします。

なお、議案第5号は、横芝光町小川台1383番地、鈴木孝一氏を副町長に選任しようとするものです。

お諮りします。

本案は人事案件のため、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔18番議員「異議あり、議長」と発言〕

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 町長と総務課長に質問したい。

今回のこの副町長の議案の取り扱いですけれども、通常臨時議会が告示された場合に、議会の招集通知と組み案件が議員に知らされるわけです。ところが、今回この副町長の件は、再告示して、組み案件の連絡が、けさ議会に出てきて初めて議員に知らされた、ということなんです。これは全くの議会軽視です。議会制民主主義に反することです。議会運営委員会軽視と言ってもいい。こういうのは改めてもらいたい。

それから、議案の事前配付がされないと、議員が調査研究をすることができないし、責任ある態度表明ができないということになるわけです。そういうことで、今回この最初の告示が5月8日で、追加告示が14日で、これはルールにのっとって、法にのっとっていいんでしょうけれども、議員に知らされなかったということに対して、総務課長はどう思うのかと。それから町長は、この議会軽視につながるような、告示、追加告示の仕方、なぜこの2つの人事案件については告示しながら、この大事な副町長の件については、告示をしても議員に連絡されないような時間に判断したのかと。6月議会でもよかったんじゃないのかなという声が議員の中にあり、議運できょうはこういう審議がされたはずなんです。

ですから、議会運営委員会というものを、議員の任務と権限というものをもっと町長も尊重すべきだというふうに思います。その点について、あなたの見解を尋ねたい。

○議長（野村和好君） 総務課長。

○総務課長（小堀正博君） 議案第5号の副町長の件でございます。14日に追加告示をさせていただきました。金曜日ということもございまして、途中、土日が入ったわけでございますけれども、議案の内容が本日ということになってしまったということに関しましては、大変申しわけなく感じております。今後このようなことのないように、できるだけ時間に余裕を持った中で対応させていただきたいというふうに考えておりますので、ひとつご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） ただいま総務課長のほうからも答弁申し上げましたが、14日の再告示ということになりましたこと、これにつきましては私も考えに考えたあげく、今回の臨時議会にお願いしようということで、提案をさせていただきました。

現在の横芝光町の置かれている現状、それから、さまざまな課題を考えたときに、一日も早く副町長を置いて、横芝光町としての組織の強化を図り、そして課題に当たりたいという、そういう思いから人選を進めてまいりました。そして、14日に提出をさせていただいたところであります。今まで、当日の議案提出等あり、その辺につきましては、議会軽視であるということを随分私も考えていたところであり、一日でも早く議会、議員の皆様にお知らせをしようということで、まず5月8日には最初の4議案、そして5議案目につきましては、その後もじっくり考えを重ねた上での提出となりました。当日の提出ではなく、とにかく一日も早く提出をさせていただきたいということで、提案をさせていただきたいということで出させていただきましたが、事務手続上、また不備があった点につきましては、おわび申し上げます。今後はこのようなことのないよう、私も注意をしながら進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（野村和好君） そのほか、ないようでしたら議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで10分間休憩をします。

再開は11時42分。

(午前 11時32分)

○議長（野村和好君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時42分)

◎副町長あいさつ

○議長（野村和好君） ここで、鈴木孝一氏の入場を求めます。

〔副町長 鈴木孝一君入場〕

○議長（野村和好君） それでは、ただいま鈴木孝一氏が副町長に選任されましたので、鈴木孝一氏にあいさつをお願いいたします。

〔副町長 鈴木孝一君〕

○副町長（鈴木孝一君） 議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつさせていただきます。

ただいまは副町長にご承認をいただきまして、まことにありがとうございます。

これからは、齊藤町長の補佐役として、町発展のため精いっぱい頑張る所存でありますので、議員の皆様におかれましては、今後ともご指導をよろしくお願い申し上げます。

極めて簡単ではありますが、就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村和好君） どうぞ、自席へ。

〔副町長 鈴木孝一君〕

◎閉会の宣告

○議長（野村和好君） 以上で、本臨時会に付議された案件のすべてを議了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成22年5月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前 11時46分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 野村和好

議員 川島富士子

議員 川島透